

井原市告示第22号

井原市空き家・空き農地バンク制度要綱を別紙のとおり制定するものとする。

平成20年3月21日

井原市長 瀧本豊文

井原市空き家・空き農地バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、井原市における空き家・空き農地の情報収集及び情報発信を行うことによりその有効活用を図り、農地の荒廃防止及び定住促進による地域の活性化に資するものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 井原市空き家・空き農地バンク制度 市内に存する空き家又は空き農地(以下「物件」という。)を所有し、その提供を希望する者等(以下「提供希望者」という。)に関する情報の登録及びこの制度を利用し、井原市への定住等を目的として物件の利用又は購入を希望する者(以下「利用希望者」という。)に関する情報の登録を通じ、提供希望者及び利用希望者に対し必要な情報を提供する制度をいう。
- (2) 空き家 市内に個人が居住を目的として建築したが、現に居住していない(近期中に居住しなくなる予定があるものを含む。)一戸建て住宅(併用住宅を含む。)をいう。ただし、アパート、マンション等の共同住宅を除く。
- (3) 空き農地 現に利用されていないが耕作可能な農地であるか又は現に耕作されているが今後耕作する意思のない農地をいう。
- (4) 所有者等 物件に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有するものをいう。

(運用上の注意)

第3条 この要綱の規定は、空き家・空き農地バンク制度以外による物件の取引を規制するものではない。

(物件の登録申込み等)

第4条 空き家・空き農地バンク制度へ物件を登録しようとする提供希望者は、井原市空き家・空き農地情報バンク登録申込書(様式第1号)及び承諾書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、空き家・空き農地登録台帳に登録しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により登録したときは、その旨を当該提供希望者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の登録をしていない物件で、空き家・空き農地バンク制度によることが適当であると認められるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧奨することができる。

(空き家・空き農地に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた提供希望者(以下「物件提供者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届けなけ

ればならない。

(空き家・空き農地の登録の抹消)

第6条 市長は、当該物件に係る所有権その他の権利に異動の届出があったとき、又は物件提供者から空き家・空き農地登録台帳からの登録抹消の届出があったときは、当該物件のデータを抹消するとともに、その旨を当該物件提供者に通知するものとする。

(利用希望者の要件)

第7条 利用希望者は、次の各号のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に在住し、又は定期的に滞在し、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 空き農地を利用し、積極的に農業に従事しようとする者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(利用希望者の登録等)

第8条 利用希望者は、井原市空き家・空き農地バンク利用希望申込書(様式第3号)及び誓約書(様式第4号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の登録の申込があった場合において、前条の要件を満たすものと認めるときは、空き家・空き農地利用希望者登録台帳(以下「利用希望者登録台帳」という。)に登録しなければならない。

3 市長は、前項の規定により登録したときは、その旨を当該利用希望者に通知するものとする。

(利用希望者登録台帳に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の抹消)

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者登録台帳から当該情報を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 情報の利用目的が第7条各号に定める規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 情報を利用し物件を得ることが公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録者から登録抹消の届出があったとき。
- (5) その他市長が適当でないとき。

(情報の提供)

第11条 市長は、必要に応じて利用登録者に対して、空き家・空き農地登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 市長は、必要に応じて空き家・空き農地登録台帳へ登録された情報(物件提供者の個人情報を除く物件情報に限る。)をインターネット等を通じて広く提供するものとする。

る。

3 市長は、物件提供者及び利用登録者が行う、物件に関する交渉並びに売買契約及び賃貸契約については、直接これに関与しない。

4 契約等に関する一切のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

(経過報告)

第12条 利用登録者は、空き家・空き農地バンク制度を利用して得た情報を基に、物件提供者と交渉を開始し、又は終了したときには、交渉開始（終了）報告書（様式第5号）により速やかに市長に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日告示第17号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。